

# 寄附金の優遇税制について

平成 24 年 1 月 1 日現在

公益財団法人 School Aid Japan への寄附金は申告によって、所得税、法人税、相続税、一部の自治体の住民税について税制上の優遇措置を受けることができます。

個人の支援者様が公益財団法人に対して支出した寄附金は、確定申告を行うことで税金が還付されます。2011 年の税制改正により、従来の「所得控除」のほかに「税額控除」が加わり、いずれか有利な方を選択できるようになりました。

公益財団法人 School Aid Japan も、内閣府から、「税額控除ができる法人に該当する証明」をしていただきました。平成 23 年分の所得税確定申告から、「所得控除」か「税額控除」のいずれか有利な方を選択していただけます。確定申告は、当法人が発行した領収書と、「税額控除に係る証明書」を添付してください。

注) 公益財団法人、公益社団法人はすべて税制上の特定公益増進法人となります。

## I. 個人が支出する寄附金 (所得税・住民税)

### ■ 所得控除



寄 附

公益財団法人 SAJ

確定申告(所得税)で、  
(寄附金額(注1) - 2,000 円)を所得金額から控除(注2)できます。

(注1) 1 年間の寄附金額の合計額(指定寄附と教育支援の合計)となり、他の公益団体や国地方公共団体への寄附金額も含まれます。

(注2) 控除額は寄附をした人の所得金額の 40%が上限となります。  
東日本大震災のための財務大臣の指定寄附は所得の 80%が上限となります。

### ■ 税額控除



寄 附

公益財団法人 SAJ

確定申告で  
(寄附金合計額(1) - 2,000 円) × 40% = 寄附金控除額(2)

(注1) 1 年間の寄附金額の合計額(指定寄附と教育支援の合計)となり、他の公益団体や国地方公共団体への寄附金額も含まれます。

(注2) 寄附をした人の所得金額の 40%が上限となり、所得税額の 25%を限度とします。

<所得税の計算例>

➤ ケース 1

【前 提】：給与所得者、独身、総収入 3,500,000 円、寄附金額 12,000 円  
ただし、社会保険料、生命保険料控除はないものとして計算しています。

■ 所得控除

<計算式>

課税所得金額〔所得金額 2,270,000 円（※1）－（生命保険料控除額＋地震保険料控除額＋医療費控除＋社会保険料控除＋寄附金控除（寄附金額－2,000 円）＋基礎控除 380,000 円 等）〕×税率※2＝所得税額

単位：円

寄附の有無	課税所得金額	税率	納税額
無	1,890,000	×5%	94,500
有	1,880,000	×5%	94,000
還付金額			500

1,890,000 円×40%=756,000 円>10,000 円∴全額控除可能

■ 税額控除

<計算式>

課税所得金額〔所得金額 2,270,000 円（※1）－（生命保険料控除額＋地震保険料控除額＋医療費控除＋社会保険料控除＋基礎控除 380,000 円 等）〕×税率※2＝所得税額－寄附金の税額控除＝納税額

単位：円

寄附の有無	課税所得金額	税率	所得税額	寄附金の税額控除額	納付税額
無					
無	1,890,000	×5%	94,500		94,500
有	1,890,000	×5%	94,500	4,000	90,500
還付金額					4,000

1,890,000 円×40%=756,000 円>10,000 円

94,500 円×25%= 23,625 円>4,000 円 ∴全額控除可能

➤ 例 2

【前 提】：給与所得者、配偶者、扶養子 2 人、総収入 10,000,000 円、寄附金額 144,000 円  
だし、社会保険料、生命保険料控除はないものとして計算しています。

■ 所得控除

単位：円

寄附の有無	課税所得金額	税 率	納税額
無	6,280,000	×20%-427,500	828,500
有	6,138,000	×20%-427,500	800,100
還付金額			28,400

$6,280,000 \text{ 円} \times 40\% = 2,512,000 \text{ 円} > 142,000 \text{ 円} \therefore$  全額控除可能

■ 税額控除

単位：円

寄附の有無	課税所得金額	税率	所得税額	寄附金の税額控除額	納付税額
無	6,280,000	×20%-427,500	828,500		828,500
有	6,280,000	×20%-427,500	828,500	56,800	771,700
還付金額					56,800

$1,890,06,280,000 \text{ 円} \times 40\% = 2,512,000 \text{ 円} > 142,000 \text{ 円}$

$828,500 \text{ 円} \times 25\% = 207,125 \text{ 円} > 56,800 \text{ 円} \therefore$  全額控除可能

➤ ケース 3

【前提】：給与所得者、配偶者、総収入 30,000,000 円

寄附金額 5,000,000 円

ただし、社会保険料、生命保険料控除はないものとして計算しています。

■ 所得控除

単位：円

寄附の有無	課税所得金額	税 率	納税額
無	26,040,000	×40%-2,796,000	7,620,000
有	21,042,000	×40%-2,796,000	5,620,800
還付金額			1,999,200

$26,040,000 \text{ 円} \times 40\% = 10,416,000 \text{ 円} > 4,998,000 \text{ 円} \therefore$  全額控除可能

■ 税額控除

単位：円

寄附の有無	課税所得金額	税率	所得税額	寄附金の税額控除額	納付税額
無	26,040,000	×40%-2,796,000	7,620,000		7,620,000
有	26,040,000	×40%-2,796,000	7,620,000	1,905,000	5,715,000
還付金額					1,905,000

26,040,000 円×40%=10,416,000 円>5,000,000 円

7,620,000 円×25%= 1,905,000 円<1,999,200 円 ∴25%以内控除

■ 結果

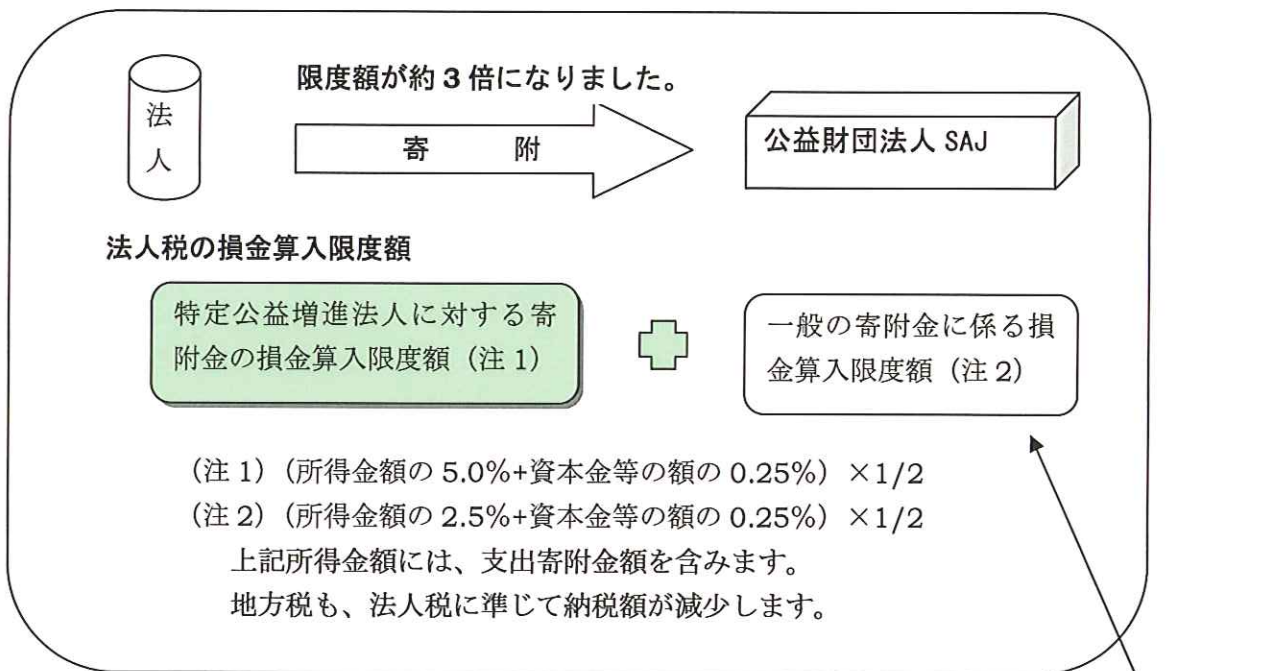
所得控除が有利

なお、給与所得者以外の方は、確定申告により納付する所得税額が、上記還付金相当額が少なくなります。

多くの場合、税額控除を選択いただくと所得税が少なくなり有利になりますが、所得税率の高い方が寄附をされる場合には所得控除の方が還付額が大きくなる場合もあります。ご申告の際には最寄りの税務署にご相談の上、有利な方を選択してください。

参考：国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1410.htm>

## II. 法人が支出する寄附金 (法人税・地方税)



➤ 例 1

【前提】：資本金 3,000,000 円 所得金額 10,000,000 円  
寄附金額 500,000 円

損金算入限度額

(1) (10,500,000 円×5.0%+3,000,000 円×0.25%) × 1/2=266,250 円

(2) (10,500,000 円×2.5%+3,000,000 円×0.25%) × 1/2=135,000 円

(3) (1) + (2) = 401,250 円

公益財団法人でない  
場合の損金算入限度

➤ 例2

【前提】：資本金 100,000,000 円 所得金額 50,000,000 円  
寄附金額 5,000,000 円

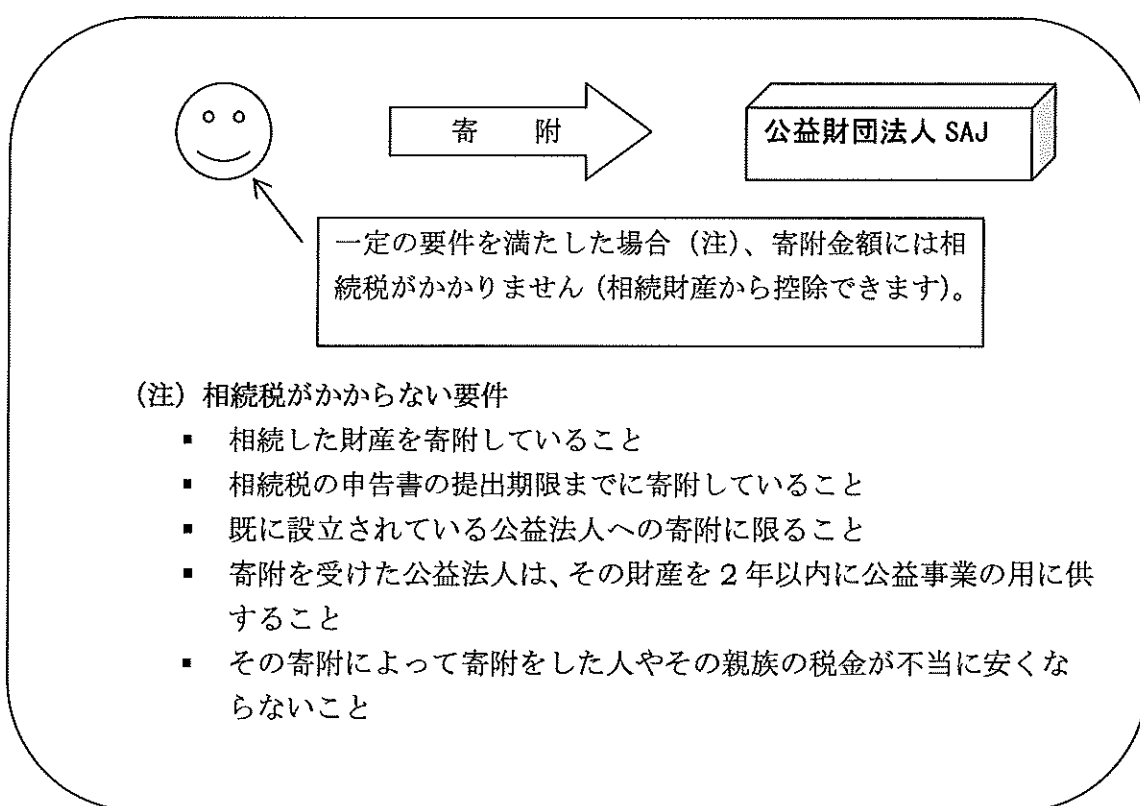
損金算入限度額

(1)  $(55,000,000 \text{ 円} \times 5.0\% + 100,000,000 \text{ 円} \times 0.25\%) \times 1/2 = 1,500,000 \text{ 円}$

(2)  $(55,000,000 \text{ 円} \times 2.5\% + 100,000,000 \text{ 円} \times 0.25\%) \times 1/2 = 812,500 \text{ 円}$

(3) (1) + (2) = 2,312,500 円

### Ⅲ. 個人が相続財産を寄附金した場合の相続税の非課税



### Ⅳ. 個人が財産を寄附金した場合の譲渡所得税等の非課税

個人が、土地、建物などの資産を法人に寄附した場合には、これらの資産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税されます。これらの資産を公益法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この所得税については非課税となります。